

「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証結果(モバイル音声卸)

令和5年2月20日

事 務 局

- ◆ 「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン（令和2年9月策定）」に基づく**代替性検証について**、移動通信分野においては、**モバイル音声卸を検証対象としてきた。**
- ◆ モバイル音声卸については、**令和2年に実施した検証において「接続との代替性なし」と評価されたものの、令和3年2月にMNO3社からプレフィックス自動付与機能の実装報告があったことを受け、再度検証ステップ①を実施。**
- ◆ 再検証の結果、以下の理由から**「接続との代替性」の有無を判断するには時期尚早として評価保留**とされている。
 - ・一部MNOにおいて、プレフィックス自動付与機能を利用する際にSIM交換が必要であること
 - ・モバイル音声卸と設備利用形態の同等性があるIMS接続には制度面・技術面・経済面の課題があること
 - ・接続料と卸料金の差異等に関してMNOとMVNOとの間に情報の非対称性があること→情報の非対称性については、本研究会での議論を踏まえ、令和4年改正電気通信事業法等により卸先事業者への情報提示義務を規定。

〈代替性検証スキームの概要〉

検証対象の選定

卸先事業者から具体的な課題が相当程度寄せられており、公正競争上の弊害が生じるおそれが高いと総務省において判断した指定設備卸役務を選定。

↓ 「モバイル音声卸」を代替性検証の対象として選定（令和2年10月）

検証ステップ① 代替性の有無の検証

指定設備卸役務と同様の設備利用形態・利用条件等により、接続が利用可能であるか検証。

「モバイル音声卸」については「接続との代替性なし」と評価

検証ステップ②-1 重点的な検証（「代替性なし」の場合）

目的：料金水準の適正性確保

手法：適正原価+適正利潤 \geq 卸料金 となっていることの検証

検証ステップ②-2 その他の検証（「代替性不十分」の場合）

目的：適正な交渉を促進するための透明性確保

手法：卸料金と接続料相当額の差分の妥当性の検証

評価保留
(令和3年6月)

再検証

接続機能（プレフィックス自動付与機能）
の実装報告（令和3年2月）

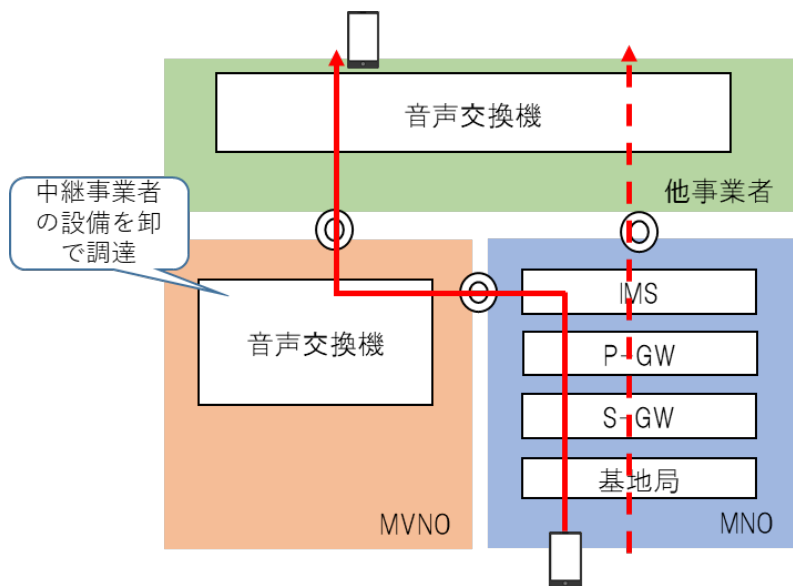
[検証方針]

- ◆ 令和3年6月に実施した前回検証においては、①MNO 3社が新たにモバイル音声卸の代替手段としてプレフィックス自動付与機能を実装したこと及び②モバイル音声卸と同等の設備利用形態となるIMS接続の実現には制度面、技術面及び経済面の課題があり実質的に提供困難であったこと等を念頭に代替性検証を実施。
- ◆ 今般検証を実施するに当たっては、電気通信番号計画等の改正によりIMS接続の制度面の課題の解消が進む見込みであること及び前回検証以降のその他の状況変化を踏まえ、接続機能の存在が卸交渉の適正性確保に寄与しているかについて総合的に判断。

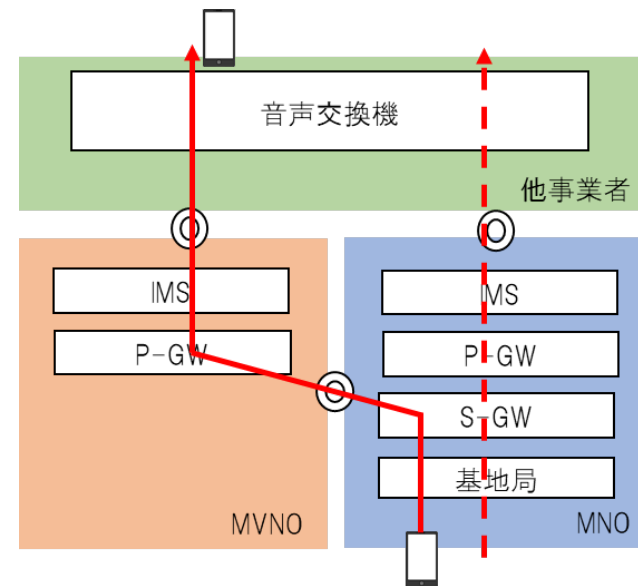
[検証方法]

- ◆ 検証に当たっては、
 - ・プレフィックス自動付与機能については前回検証時からの状況変化
 - ・IMS接続については事業者間の協議状況や具体的課題の有無を把握する必要があることから、事務局において事業者を対象とした事実確認を実施、各社からの回答に基づき代替性の評価を行う。

<プレフィックス自動付与機能>



<IMS接続>



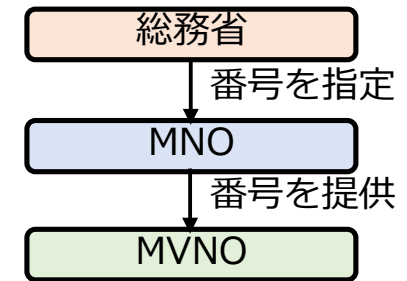
- ◆ 現在、音声伝送携帯電話番号の指定を受けることができる電気通信事業者はMNOのみ。
- ◆ MVNOによる多様な付加価値サービスの創出・提供を実現するため、MVNOに音声伝送携帯電話番号の指定ができるよう制度改正※を行う。

※電気通信番号計画、電気通信事業法施行規則、事業用電気通信設備規則等を一部改正

[現状]

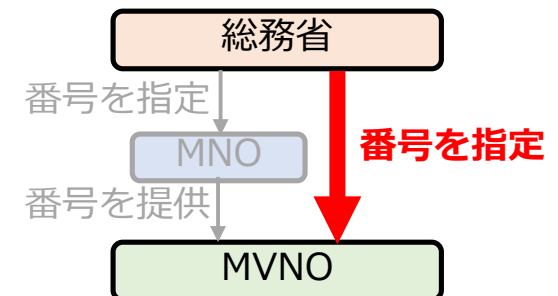
- 携帯電話の基地局の無線局免許を受けていること等を番号指定の条件とし、**MNOに番号を指定**。MVNOはMNOから番号の提供を受けている。
- モバイル市場において、MNOとMVNO間の競争が進む中、一部のMVNOから、**MNOとのイコルフットイングの実現**や、能動的に**多様な付加価値サービスの創出・提供※を実現**するため、**携帯電話番号の指定を自ら受けた**いとの要望があった。

※ 事業者ヒアリングによれば、音声SIMをMVNOが自ら発行できることで、一つの携帯電話番号で、ローカル5Gと全国キャリアなど複数のMNO網をシームレスに利用できるサービス等が期待。



[制度改正後]

- 携帯電話の音声サービスを提供するための設備（音声呼の制御や加入者情報の管理・認証に必要な設備の設置）を設置すること等により、当該サービスの提供が可能となる**MVNOにも携帯電話番号を指定できるようにする**。
- MVNOへの電気通信番号の指定条件は、**MNOの条件と同等**とするが、**緊急通報に係る条件はMNO等のネットワークを介した提供も認める**。



令和5年2月下旬公布・施行予定

◆ 検証に当たり以下の項目について事実確認を実施。

質問事項	回答者
1. プレフィックス自動付与機能提供に係る整備状況	
(1) 前回の検証後、プレフィックス自動付与機能の提供に際してSIM交換を不要とする設備改修を行うこととなっているが、改修は完了しているか。	KDDI、ソフトバンク
(2) 現在、MVNOがプレフィックス自動付与機能による接続を実現する上での課題は存在するか。	NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、日本通信、MVNO委員会
2. 中継事業市場における競争状況	
(1) 中継事業市場において、前回検証時から競争状況（事業者数、事業者の構成等）に変化はあるか。	KDDI、ソフトバンク、日本通信、MVNO委員会
3. IMS接続の協議状況	
(1) IMS接続についてMVNOから協議の申入れや、今後の協議に向けた事前の相談等はあるか。/相談等を行っているか。	NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、日本通信、MVNO委員会
(2) （実際に協議や事前相談等を行っている場合、）MVNOがIMS接続を実現する上での課題（技術的・経済的な課題を含む）にはどのようなものがあるか。	
(3) MVNOがIMS接続を実施する場合、緊急通報の実現方法（ネットワーク構成や提供価格等）についてどのように案内しているのか、あるいは今後する予定でいるか。/MNOからどのように案内されているか。	
(4) IMS接続の協議開始から実装までにはどの程度の時間を要すると想定しているか。	
4. モバイル音声卸の料金の変動状況	
(1) モバイル音声卸の料金（基本料及び通話料）は前回の検証後どのように変化しているか。	NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク

1. プレフィックス自動付与機能提供に係る整備状況

(1) 前回の検証後、プレフィックス自動付与機能の提供に際してS I M交換を不要とする設備改修を行うこととなっているが、改修は完了しているか。

- ・ SIM交換を不要とする設備改修は2021年8月に完了 (KDDI)
- ・ 2021年12月中旬に既に改修を完了 (ソフトバンク)

(2) 現在、MVNOがプレフィックス自動付与機能による接続を実現する上での課題は存在するか。

[MNO]

- ・ 特段、課題は存在しない。(NTTドコモ)
- ・ プレフィックス自動付与機能実現に際し、現時点でMVNOにおける課題はないと認識 (KDDI)
- ・ 課題はないものとする。(ソフトバンク)

[MVNO]

- ・ MVNO自らが中継事業を行っていないことがほとんどであることから、中継事業者を選定し音声卸し提供をしてもらう必要があるが、中継事業者とのサービスオーダー、利用者課金連携等のシステム連携は、MNOとの間で構築したシステム連携と類似のものであり、大きな課題はない。(I I J)
- ・ 当社は既にプレフィックス自動付与機能による接続を完了しており、現時点で実現における課題は存在しない。(オプテージ)
- ・ すでに実現済みで特段の課題はない。(朝日ネット/ビッグロブ)
- ・ プレフィックス自動付与機能では、中継事業用設備のコストをMVNOが負担。MVNOは、発信呼で経由する中継事業用設備のコストを負担する一方、着信呼では中継事業用設備を経由しないため、着信接続料を得ることができず、MVNOに一方的なコスト負担を強いるものであり、経済的な課題が存在。(日本通信)
- ・ 着信アクセスチャージはMNOに入る為、MNOと価格競争できる状況にならない。(フリービット)
- ・ ①MNOに起因した通信障害に加えて、中継事業者のシステム障害による通信障害が発生するため、通信障害の発生リスクは高くなる点、②MNOの音声サービスとは通信品質が異なる点 (HD+の対応等)、③国際電話へ発信する場合に、利用者が意識してアプリ電話を利用する必要がある点。(イオンリテール)
- ・ VoLTEが使えない点。(フリービット)

- プレフィックス自動付与機能を提供する際のS I M交換を不要とする設備改修は実施済。
- プレフィックス自動付与機能の提供に特段問題がないとする社が多い一方で、音声サービスをプレフィックス自動付与機能を通じて提供する場合、通信品質が異なる点も指摘されている。

2. 中継事業市場における競争状況

(1) 中継事業市場において、前回検証時から競争状況（事業者数、事業者の構成等）に変化はあるか。

[MNO]

- ・ 中継事業市場における競争状況に特段の変化は見られず、現在も中継事業市場は公正な競争が働いている（KDDI）
- ・ MVNO殿はMNO系列以外の事業者含め自由に中継事業者を比較・選択をされているものと推察しており、公正な競争が働いている状況に変わりない（ソフトバンク）

[MVNO]

- ・ 前回検証時から、特に中継事業への新規参入者が大幅に増加したわけではなく、また、既存の中継事業者側におけるサービスについても、劇的な料金低廉化等、特に際立った更新も無いものと認識。（日本通信）
- ・ 事業者数や構成等は変わっておらず大きな変化は無いものとする。（I I J）
- ・ 当社は中継事業を行っていないため、中継事業市場における競争状況の変化までは把握できていないものの、プレフィックス自動付与機能による接続を検討していた際に、複数の中継事業者より提案があったことなどから、中継事業市場における競争が一定程度活性化されていたと想定。（オプテージ）
- ・ 2025年のIP網への移行が予定されている中で、中継事業市場の縮小等の可能性もあり、現状において中継料金等の先行きが不透明な状況であると認識。（オプテージ）
- ・ 特に変化はない。（フリービット）
- ・ 音声通信のMNOとの設備接続は、MVNEにて対応を実施している。（朝日ネット）

- 前回検証以降、中継市場の競争環境に大きな変化はないが、2025年にIP網への移行が予定されているところ、中継料金等の先行きが不透明であり、中継事業者を介して提供されるプレフィックス自動付与機能へも影響する可能性がある。

3. IMS接続の協議状況

(1) IMS接続について協議の申入れや、事前の相談等はあるか。(MNO) /相談等を行っているか。(MVNO)

[MNO]

- ・ 複数のMVNOからの申入れがあり、実現に向けて協議を重ねている。(NTTドコモ)
- ・ 5G (SA) におけるIMS接続については協議の打診を受けており、今後、接続方法等の技術的要件、提供条件等について詳細検討を進めていく予定。4G、5G (NSA) におけるIMS接続についてMVNOからの協議申し入れはない。(KDDI)
- ・ [redacted] (ソフトバンク)

[MVNO]

- ・ [redacted] (I I J)
- ・ 2022年6月10日付で、NTTドコモにIMS接続に係る事前調査申込書を提出。(日本通信)
- ・ 当社では効率的な設備構築の面から、5G (SA方式) と同時にIMS接続を実現することを目指しており、既にMNOに対して協議を申し入れ、協議を開始している。(オプテージ)
- ・ 協議は行っていない。(朝日ネット/ビッグロープ/フリービット)

(2) (実際に協議や事前相談等を行っている場合、) MVNOがIMS接続を実現する上での課題(技術的・経済的な課題を含む)にはどのようなものがあるか。

[MNO]

- 一般的には設備投資の判断や他網との音声接続、緊急通報の実現等が課題となりうると想定。なお、当社の対応としては、ホストMNOとしてMVNOの新たな設備(IMSやHLR等)との連携や、音声相互接続の対応の観点において設備改修が必要と想定。(NTTドコモ)
- 5G(SA)におけるIMS接続については接続方法等の技術的要件、提供条件等について、今後、詳細検討を進め、実現する上での課題の洗い出しを行っていく予定。(KDDI)
- IMS接続の実現にあたっては、一般論として以下の課題があるものと理解。(ソフトバンク)
 - ① 標準外の接続方式の検討、② 緊急通報について、MVNOが直接緊急機関と接続される場合に必要となる対応・緊急機関側の改修等、MVNOが直接接続せず当社から機能提供する場合に必要となるシステム改修・開発等各種対応、③ 位置情報連携やMNP等のMNO各社との連携に伴う開発等各種対応、④ 事業用通信設備に関して、MNO同等の技術基準への適合維持(損壊・故障対策・品質基準の確保等)、⑤ 指定番号単位が混在することにより、TTC標準の変更や改修等の既存事業者の対応

[MVNO]

-
-
-
-
-
-
-
-

(3) MVNOがIMS接続を実施する場合、緊急通報の実現方法（ネットワーク構成や提供価格等）についてどのように案内しているか。（MNO）/MNOからどのように案内されているか。（MVNO）

[MNO]

- ・ MVNOからの要望に基づき、現時点においては「S8 Home Routing(S8HR)方式」及び「Local Break-Out(LBO)方式」の双方で検討。今後、MVNOとの議論を踏まえ実現する方式を決定していくものと想定。（NTTドコモ）
- ・ MVNOとの協議を踏まえ、実現方法を検討。（KDDI）
- ・ 緊急通報について卸での提供を要望される場合は、MVNO自身での接続可否及びその理由等を確認させていただいた上で検討を進める予定。（ソフトバンク）

[MVNO]

- ・
- ・
- ・

(4) IMS接続の協議開始から実装までにはどの程度の時間を要すると想定しているか。

[MNO]

- ・ 接続用ソフトウェアの開発が必要な場合、標準的な接続期間は、特別な事情がない限り、開発着手から18カ月以内の見込み。ただし、現時点においては、接続方式・実現方法等を当社とMVNOとの間で検討を重ねている段階であり、開発着手に必要な詳細仕様が未確定であるため、実装までの期間は未定。（NTTドコモ）
- ・ 5G（SA）におけるIMS接続については、MVNOからの要望を踏まえ、実現方法を検討。ただし現時点ではどの程度時間を要するのか想定することは困難。（KDDI）
- ・ 具体的な期間の見積もりを行うことは困難。現在標準的なL2接続について接続申込～サービス開始までは最長18ヶ月と提示しているが、新たな接続形態のため、協議・実装期間を含めるとそれ以上の期間を要することもあるかと想定。（ソフトバンク）

[MVNO]

- ・
- ・
- ・

- 複数のMVNOがIMS接続に向けた協議を開始している状況。
- IMS接続を実現する上では、緊急通報の実現方法やMNOによる設備の改修等の課題が存在する他、現時点では明らかとなっていない制約的条件が出てくる可能性もある。
- IMS接続の実装には、事業者間で技術要件について合意し、開発に着手してからも一定期間を要する見込みであり、現時点で実装の時期を見通すことは困難。

4. モバイル音声卸の料金の変動状況

(1) モバイル音声卸の料金（基本料及び通話料）は前回の検証後どのように変化しているか。

- ・ プレフィックス自動付与機能の提供によって、ほとんどのMVNOの音声契約者 [] が接続に移行しつつあることもあり、音声卸料金の見直しは行っていないが、MVNOからの要望や引き続き音声卸を利用するMVNOの状況等を踏まえ、引き続き検討。（NTTドコモ）
- ・ モバイル音声卸の標準料金は低廉化し、さらに、協議によって提供料金や提供条件の柔軟化が進展。（KDDI）
- ・ 音声卸役務料金については、接続料水準の推移等も踏まえ水準を見直しており、前回検証後、2022年4月より、基本料金は [] から [] へ、従量料金も [] から [] への値下げを実施。また、直近の水準についても接続料水準の推移等を踏まえ見直し（値下げ）を引き続き検討。（ソフトバンク）

- ◆ モバイル音声卸については、長年にわたり料金の高止まりが指摘されてきたところ、本研究会における卸料金の適正性に関する議論を踏まえて、各社とも卸料金の引き下げが行われた。
- ◆ 前回検証（令和3年6月）以降も、一部事業者においては卸料金の値下げが行われており、各社のモバイル音声卸料金の変遷は以下のとおり。

		卸料金引下げ前 (令和2年1月)	前回検証時 (令和3年2月)	現在
NTTドコモ	基本料	666円		
	通話料	14円/30秒		
KDDI	基本料			
	通話料			
ソフトバンク	基本料			
	通話料			

※括弧内は卸料金引下げ前からの減少率

- ◆ **代替性検証のステップ①**においては、「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」の規定に基づき、**接続による代替性を以下の観点を総合的に評価して検証**する。

- a) 卸事業者にとって、**接続により**、指定設備卸役務において用いられる電気通信設備と同等の電気通信設備が、**同様の設備利用形態・利用条件で利用可能か**。
- b) 卸先事業者にとって、**接続を利用することにより**、指定設備卸役務によって提供する役務と**同様の役務をエンドユーザに提供可能か**。
- c) 指定設備卸役務の提供料金や条件から、関連する**接続機能の存在が卸契約交渉の適正化に寄与している**と合理的に評価できるか。
- d) その他接続による代替について考慮すべき事由はあるか。

評価基準

評価概要（案）

a) 設備利用形態・ 利用条件の同等性

- プレフィックス自動付与機能については、設備の利用形態はモバイル音声卸とは異なるものの、利用条件はモバイル音声卸との間で一定の同等性が確保されていると評価。
- ただし、令和7年の固定電話網のIP網への移行後、中継市場の縮小が見込まれていることから中継料金等の先行きは不透明であり、同市場の競争環境については注視することが必要。
- IMS接続については、設備の利用形態はモバイル音声卸と同様であるものの、利用・提供条件は今後事業者間で協議される事項であり、現時点で同等性を判断することは困難。

b) エンドユーザへ 提供する役務の同 等性

- プレフィックス自動付与機能については、緊急通報等をコストベースの卸役務で提供することで実質的に同様の役務を提供可能。
- IMS接続については、緊急通報の実現方法については現在協議中であり、実現方法の目途がついていないことから、現時点で同等性を判断することは困難。

c) 卸交渉適正化へ の寄与

- プレフィックス自動付与機能については、同機能の実装後、卸料金が一定程度低廉化しているものの、前回検証時と現在の間では大幅な卸料金の変更は見られない。また、MNOとMVNOの間の情報の非対称性は解消されていないところ、改正電気通信事業法（令和5年6月施行）等の整備によって情報の非対称が一定程度解消し、卸交渉の適正化及び卸料金の低廉化が期待されるため、引き続き状況を注視。
- IMS接続については、事業者間で協議が行われている段階であり、現時点で卸交渉への適正性の寄与を判断することは困難。

d) その他考慮事項

- IMS接続については事業者間の協議が開始されたばかりであり、実装までは一定の期間を要する。

評価結果（案）

- プレフィックス自動付与機能については、SIM交換等設備利用条件への制約は解消されたものの、設備の利用形態がモバイル音声卸とは異なる点、IP網への移行の影響が見通せない点、MNOとMVNOとの間に情報の非対称性がある点等に課題がある。一方、IMS接続は設備の利用形態がモバイル音声卸と同等であるが、緊急通報の実現方法等に課題があるほか、実装までには一定の期間を要する。
- こうした状況を踏まえれば、本検証においては引き続き評価を保留とし、交渉状況等を踏まえて改めて検証を行うことが適当。

評価基準

検証結果 (案)

a) 卸事業者にとって、接続により、指定設備卸役務において用いられる電気通信設備と同等の電気通信設備が、同様の設備利用形態・利用条件で利用可能か。

- 代替手段となる接続機能として、プレフィックス自動付与機能を実装していることに加え、IMS接続についても複数の社と協議をしている。
- プレフィックス自動付与機能については、設備利用形態がモバイル音声卸の設備利用形態とは異なるものの、設備の利用条件については中継市場において引き続き一定の競争が機能していること、接続と卸で課金単位が同様の構成（基本料金＋従量料金）となり、MVNOが貴社と直接接続協定を結ぶこととなる等、モバイル音声卸に用いられる貴社設備の利用について一定程度の同等性が確保されていると考えられる。
- 貴社のプレフィックス自動付与機能については従前からSIM交換等の制約条件は認められなかったことに加え、同機能の提供から一定の期間が経過した現在にあっても特段他の制約的条件は認められない。
- ただし、中継市場については、2025年のIP網への以降後、市場規模の縮小が見込まれており、プレフィックス自動付与機能への影響が生じ得ることから、同市場における競争環境については引き続き注視することが必要と考えられる。
- IMS接続については、設備利用形態はモバイル音声卸と同等となる一方、設備の利用条件は、今後の協議により決定される事項であり現時点で設備の利用条件がモバイル音声卸と同様になるかを判断することは困難である。

b) 卸先事業者にとって、接続を利用することにより、指定設備卸役務によって提供する役務と同様の役務をエンドユーザに提供可能か。

- プレフィックス自動付与機能については、貴社は同機能に付随する緊急通報等の卸役務をコストベースで提供することとしており、MVNOは実質的にモバイル音声卸と同様の役務をエンドユーザに対して提供することが可能であると考えられる。
- IMS接続については、緊急通報の実現方法等を現在協議中であることから現時点でモバイル音声卸と同様の役務をエンドユーザに提供可能かを判断することは困難。

評価基準

検証結果 (案)

c)指定設備卸役務の提供料金や条件から、関連する接続機能の存在が卸契約交渉の適正化に寄与していると合理的に評価できるか。

- プレフィックス自動付与機能の実装後、モバイル音声卸料金は基本料666円、通話料14円/30秒から []、 [] へと一定程度低廉化しているものの、前回検証以降は料金が低廉化していない。
- また、前回検証において指摘された貴社とMVNO間の情報の非対称性は解消していないものの、改正電気通信事業法(本年6月施行予定)等により、一部の卸役務(特定卸電気通信役務)について接続料と卸料金の差異等の情報を提示する義務が導入され、卸交渉の更なる適正化や卸料金の低廉化が期待されることから、卸契約交渉の状況について引き続き注視することが適当と考えられる。
- IMS接続については、事業者間で協議が行われている段階であり、現時点で卸交渉への適正性の寄与を判断することは困難である。

d)その他接続による代替について考慮すべき事由はあるか。

- IMS接続の実現に向けた協議は開始されたばかりであることに加え、技術要件に合意した後、開発に着手してからも一定期間を要する見込みであり、同接続形態が卸契約交渉の適正化にどの程度寄与するかについては、引き続き注視することが必要と考えられる。

評価基準

検証結果 (案)

a) 卸事業者にとって、接続により、指定設備卸役務において用いられる電気通信設備と同等の電気通信設備が、同様の設備利用形態・利用条件で利用可能か。

- 代替手段となる接続機能として、プレフィックス自動付与機能を実装していることに加え、IMS接続(5G(SA))についても協議の打診を受けており、今後詳細検討を行う予定。
- プレフィックス自動付与機能については、設備利用形態がモバイル音声卸の設備利用形態とは異なるものの、設備の利用条件については中継市場において引き続き一定の競争が機能していること、接続と卸で課金単位が同様の構成(基本料金+従量料金)となり、MVNOが貴社と直接接続協定を結ぶこととなる等、モバイル音声卸に用いられる貴社設備の利用について一定程度の同等性が確保されていると考えられる。
- 貴社のプレフィックス自動付与機能についてはSIM交換を要するものであったところ、貴社においてはSIM交換を不要とする設備改修を令和3年8月までに実施しており、当該制約的条件は解消しているものと考えられる。また、同機能の提供から一定の期間が経過した現在にあっても特段他の制約的条件は認められない。
- ただし、中継市場については、2025年のIP網への以降後、市場規模の縮小が見込まれており、プレフィックス自動付与機能への影響が生じ得ることから、同市場における競争環境については引き続き注視することが必要と考えられる。
- IMS接続については、設備利用形態はモバイル音声卸と同等となる一方、設備の利用条件は、今後の協議により決定される事項であり現時点で設備の利用条件がモバイル音声卸と同様になるかを判断することは困難である。

b) 卸先事業者にとって、接続を利用することにより、指定設備卸役務によって提供する役務と同様の役務をエンドユーザに提供可能か。

- プレフィックス自動付与機能については、貴社は同機能に付随する緊急通報等の卸役務をコストベースで提供することとしており、MVNOは実質的にモバイル音声卸と同様の役務をエンドユーザに対して提供することが可能であると考えられる。
- IMS接続については、緊急通報の実現方法等を現在協議中であることから現時点でモバイル音声卸と同様の役務をエンドユーザに提供可能かを判断することは困難。

評価基準

検証結果(案)

c)指定設備卸役務の提供料金や条件から、関連する接続機能の存在が卸契約交渉の適正化に寄与していると合理的に評価できるか。

- プレフィックス自動付与機能の実装後、モバイル音声卸料金は []、[] から []、[] へと一定程度低廉化している。ただし、前回検証以降は、個別協議において提供料金等の柔軟化は進展しているケースはあるものの、標準料金については低廉化していない。
- また、前回検証において指摘された貴社とMVNO間の情報の非対称性は解消していないものの、改正電気通信事業法(本年6月施行予定)等により、一部の卸役務(特定卸電気通信役務)について接続料と卸料金の差異等の情報を提示する義務が導入され、卸交渉の更なる適正化や卸料金の低廉化が期待されることから、卸契約交渉の状況について引き続き注視することが適当と考えられる。
- IMS接続については、事業者間で協議が行われている段階であり、現時点で卸交渉への適正性の寄与を判断することは困難である。

d)その他接続による代替について考慮すべき事由はあるか。

- IMS接続の実現に向けた協議は開始されたばかりであることに加え、技術要件に合意した後、開発に着手してからも一定期間を要する見込みであり、同接続形態が卸契約交渉の適正化にどの程度寄与するかについては、引き続き注視することが必要と考えられる。

評価基準

検証結果(案)

a) 卸事業者にとって、接続により、指定設備卸役務において用いられる電気通信設備と同等の電気通信設備が、同様の設備利用形態・利用条件で利用可能か。

- 代替手段となる接続機能として、プレフィックス自動付与機能を実装していることに加え、
- プレフィックス自動付与機能については、設備利用形態がモバイル音声卸の設備利用形態とは異なるものの、設備の利用条件については中継市場において引き続き一定の競争が機能していること、接続と卸で課金単位が同様の構成(基本料金+従量料金)となり、MVNOが貴社と直接接続協定を結ぶこととなる等、モバイル音声卸に用いられる貴社設備の利用について一定程度の同等性が確保されていると考えられる。
- 貴社のプレフィックス自動付与機能についてはSIM交換を要するものであったところ、貴社においてはSIM交換を不要とする設備改修を令和3年12月までに実施しており、当該制約的条件は解消しているものと考えられる。また、同機能の提供から一定の期間が経過した現在にあっても特段他の制約的条件は認められない。
- ただし、中継市場については、2025年のIP網への以降後、市場規模の縮小が見込まれており、プレフィックス自動付与機能への影響が生じ得ることから、同市場における競争環境については引き続き注視することが必要と考えられる。
- IMS接続については、設備利用形態はモバイル音声卸と同等となる一方、設備の利用条件は、今後の協議により決定される事項であり現時点で設備の利用条件がモバイル音声卸と同様になるかを判断することは困難である。

b) 卸先事業者にとって、接続を利用することにより、指定設備卸役務によって提供する役務と同様の役務をエンドユーザに提供可能か。

- プレフィックス自動付与機能については、貴社は同機能に付随する緊急通報等の卸役務をコストベースで提供することとしており、MVNOは実質的にモバイル音声卸と同様の役務をエンドユーザに対して提供することが可能であると考えられる。
- IMS接続については、緊急通報の実現方法等を現在協議中であることから現時点でモバイル音声卸と同様の役務をエンドユーザに提供可能かを判断することは困難。

評価基準

検証結果 (案)

c)指定設備卸役務の提供料金や条件から、関連する接続機能の存在が卸契約交渉の適正化に寄与していると合理的に評価できるか。

- プレフィックス自動付与機能の実装後、モバイル音声卸料金は、、から、と一定程度低廉化しているものの、前回検証時（、）からは大きく低廉化していない。
- また、前回検証において指摘された貴社とMVNO間の情報の非対称性は解消していないものの、改正電気通信事業法（本年6月施行予定）等により、一部の卸役務（特定卸電気通信役務）について接続料と卸料金の差異等の情報を提示する義務が導入され、卸交渉の更なる適正化や卸料金の低廉化が期待されることから、卸契約交渉の状況について引き続き注視することが適当と考えられる。
- IMS接続については、事業者間で協議が行われている段階であり、現時点で卸交渉への適正性の寄与を判断することは困難である。

d)その他接続による代替について考慮すべき事由はあるか。

- IMS接続の実現に向けた協議は開始されたばかりであることに加え、技術要件に合意した後、開発に着手してからも一定期間を要する見込みであり、同接続形態が卸契約交渉の適正化にどの程度寄与するかについては、引き続き注視することが必要と考えられる。